

税理士FPメルマガ通信

第125号

平成23年 5月 25日発行
編集:税理士FP実務研究会事務局
税理士FPビジネスサービス 総合企画部
東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー29階

東日本大震災に対する 生命保険業界の特別措置 <前編>



甚大な被害をもたらした東日本大震災で被災された方々に対し、生命保険業界では、様々な特別措置を講じています。これら特別措置については、ラジオで積極的にCMを流したり、避難所に貼紙をするなどして周知に努めているようですが、残念ながら周知しきれていないのが現実です。そこで、東日本大震災で被災された方々に対し、生命保険業界がいったいどのような取り組みを行っているのか、2回に分けてご案内したいと思います。

■ 災害割増特約 全額支払い

災害時に割り増しで保険金を支払う災害割増特約というものがありますが、これについては、地震や噴火、津波などの場合には、「保険金を減額または支払わない場合がある」と約款に定めてあります。しかし、**今回はこの免責条項は適用せず、災害関係の特約の保険金や給付金を全額支払うことを早々に決定しました。**

■ 契約者貸付の利息減免

契約者貸付とは、契約している生命保険の解約返戻金の一定範囲内でお金を借りることができる、というものです（保険の種類によっては利用できない場合があります）。契約者貸付を受けている間も保障は変わらず継続し、貸付金はその全額または一部をいつでも返済することができます。もし未返済のまま満期を迎えたり、被保険者が亡くなった場合には、保険金から未返済分が差し引かれるようになっています。貸付金には所定の利息がかかり、一般的に予定利率が高い契約は貸付利率も高く、概ね年2～5%程度といわれます。しかし、大手生保4社（日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命）は、被災した方々の契約者貸付の利息は減免すると早い段階で発表しました。被災した方々が生活費を借りやすいようにして、生活再建を支援する為です。他社もこれに追随する形となっています。

■ 契約内容照会制度の立ち上げ

保険証券をなくしても、加入していた保険会社に問い合わせれば契約内容を確認することができます。しかし、例えば親が亡くなった、保険に加入していたかどうかすらもわからない等、保険契約に関する手掛かりがまったくないといったケースは非常に多いと考えられます。

そこで、このような場合に対応するため、生命保険業界は、契約内容を照会できる「災害地域生保契約照会センター」を生命保険協会内に立ち上げました。同センターが窓口となり、生命保険協会に加盟している 47 社の生命保険会社に契約の有無に関する調査依頼を行います。契約有無の調査は生命保険協会に加盟する全ての生命保険会社に対し行いますので、結果が判明するまでには相応の時間がかかるようですが、契約が確認できた場合には、加入している生命保険会社から連絡が行くようになっています。但し、同センターを利用できるのは、原則として、照会対象者（被災された方）の家族や遺族（配偶者、親、子、兄弟姉妹）となっています。

災害地域生保契約照会センター

◆ フリーダイヤル:0120-00-1731

◆ 受付時間:9:00~17:00 (土日祝日を除く)

〈著者プロフィール〉

田中 尚実 氏

ライフブラッサム代表。

CFP（R）、1級ファイナンシャルプランニング技能士、
産業カウンセラー、キャリアコンサルタント

金融系シンクタンクで 14 年の勤務を経て独立。相談業務、執筆業務のほか、講師業務も積極的にこなしており、年間の講義回数は 100 回程度に及ぶ。わかりやすく楽しい情報提供と、相手の方の立場になって考えることを心がけて業務を行っている。



◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488